



エコパートナーシップうじたわら

うじたわらの木くん

～茶文化の源 水・緑・生命の環を育む和みのまら～

発行日：2021年1月24日（第83号）

編集・発行：エコパートナーシップうじたわら広報部会

事務局 TEL (88) 6639 FAX (88) 3231

復習：プラマークの出し方

2015（平成27）年1月に「プラスチック製容器包装物（プラマーク）」の分別回収がはじまって6年が経過。制度はすっかり定着していますが、それでも疑問点や分別に迷う場合があると思いますので、ここで公益財団法人日本容器包装リサイクル協会による出前講座の内容をもとに整理しましたので、今後の参考にしてください。

Q1 「なぜ容器包装物をリサイクルするのか？」

かつて、燃やさないごみのほとんどは埋め立て処分していましたが、そのままでは数年で処分地がなくなるおそれがありました。埋め立てごみの6割を「容器包装」が占めているため、それをリサイクルすることで埋め立て処分するごみを減らし、資源を有効利用するのが目的です。

Q2 「なぜプラスチックの中でも容器包装物だけなのか？」

ごみを処分するにはお金がかかります。1995（平成7）年に施行された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器リサイクル法）」では、容器包装物のうちペットボトル、プラスチック製容器包装物、ガラス瓶、紙製容器包装については製造・販売業者に再商品化する義務があり、その費用を負担しています。そのため、同じプラスチックでできたものでも、容器包装物は分別回収してリサイクルをしています。

Q3 「プラスチック製容器包装物の見分け方」

リサイクル対象品かどうかを見分けるための大まかな方法は以下のとおりです。

① 「プラマーク表示」がついているかどうか

- ・ ついているものは原則的に対象。間違っているものもあるがそれは消費者の責任ではない
- ・ 複数の素材が組み合わさった容器では「プラ（本体）、紙（ふた）」などと書かれている（分ける）

② プラスチックでできているかどうか

- ・ 「ペットボトル」は別にリサイクル（ラベルとキャップは「プラ」になる）
- ・ 複数の素材で組み合わせられ、取り外せない場合は総重量でプラスチックが最も大きければ「プラ」

③ 「商品の容器包装物」かどうか（商品の容器包装ではない、そのものが商品の場合は対象外）

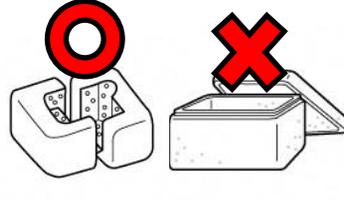
- ・ 発泡スチロールでも商品の梱包・緩衝材は対象、素材や商品として販売されたものは対象外
- ・ プラスチックのハンガーでも販売された衣服についたものは対象、クリーニングから戻った衣服につけられたものは対象外（商品ではないため）
- ・ ラップでも販売されている食品に使われているものは対象、家庭で食品を包んだものは対象外
- ・ 購入した商品を入れるレジ袋は対象、ビニール袋を購入しごみ袋等に使っていた場合は対象外



中身、汚れの残るものは不可



レジ袋は可、ごみ袋等のビニール袋は不可



梱包・緩衝材の発泡スチロールは可、容器として購入した物は不可



家庭の食品ラップは不可



プラ製品として購入した物は不可



ペットボトル本体は不可、ラベルは可、キャップは可（キャップのみ別途回収をしています）

Q4「どの程度きれいにしなければならないのか？」

- ① 中身が残っていないこと（使い切る）
- ② さっと洗った形跡がある（多少の油分はあっても可、ピカピカにしなくともよい）
- ③ 全体的に汚れがべったりとついていないこと（「汚い」「触りたくない」と思うものは不可）

※特に食品カスが残ったものはカビや虫が発生し、衛生的にも悪く、含まれる塩分が品質の低下やリサイクル設備の劣化につながります。

※軽く洗浄したものは水気をきって乾燥させてから排出してください。

※汚れが取れないものは「燃やすごみ」として排出してください。

お願い：してはいけないこと

「プラスチック製容器包装物」を出す場合は、他のものを混入させたりしないでください。収集されたものは人力で選別しており、異物の混入で作業する人がけがをしたり、火災が発生してリサイクルができなくなるおそれがあります。

① 「二重袋」の禁止

・「プラ」をレジ袋などに入れて、それをさらに大きなごみ袋に入れる「二重袋」はしないでください。選別作業前にごみ袋を破いて中身を取り出す作業に支障がでます。

② 危険物（刃物など）を入れないで

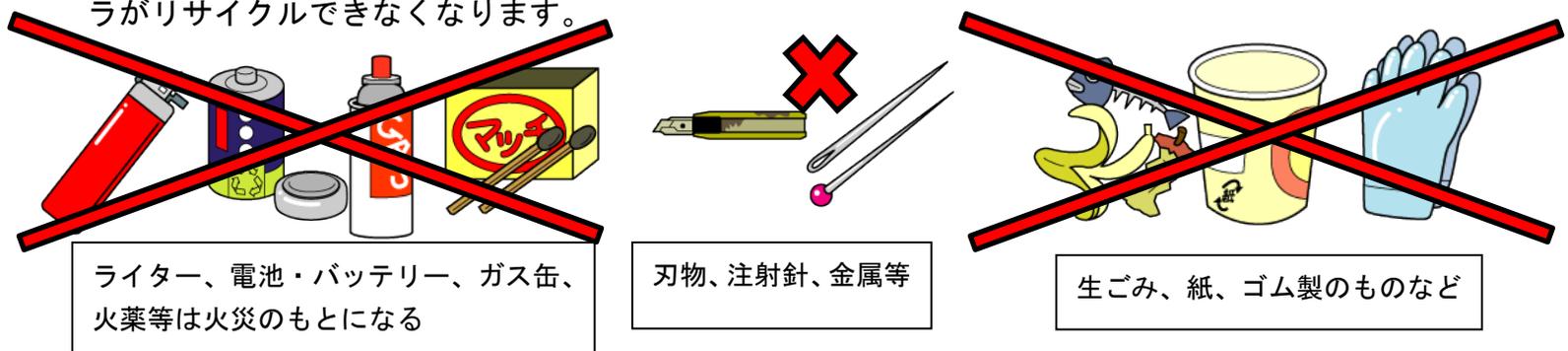
・使用済み注射針が入っている場合があります。選別作業中に手に刺さるなどすると、感染症にかかるおそれがあります。使用済み医療器具は提供を受けた医療機関に返却してください。

③ ライター、電池、バッテリーなど発火の恐れがあるものは入れないで

・それらが混入していると、収集作業や処理中に火災が発生して、収集運搬車両や処理工場が燃えてしまったことがあります。そうすると、宇治田原町を含む城南衛生管理組合管内から搬入されたものをリサイクル処理工場から受け入れ拒否されることになりかねません。

④ 「異物」は入れないで

・羽毛入りクッションなどが入っていたことがあり、飛び散ると除去することが困難となり、大量のプラがリサイクルできなくなります。



環境雑感

コロナ問題をはじめ、今地球上は「一寸先は闇」を味わっている。現状にあくせくせず、地面に足をつけ、悔いのない時間を刻むことが求められているのかもしれない。

地球環境問題は大きく様変わりしている。以前は孫の代に影響を及ぼすかもしれないと言われた地球環境問題だが、現在のスピードでは、子供の時代はおろか、自分の生きている間に、命の問題として、頭をもたげはじめているのは間違いないと思われる。

現在起こっている現象を見て、地球環境問題に疑問を挟む人も少ないだろうが、深掘してみれば、環境問題が根っこでつながり、負の連鎖として地球にのしかかっているのがわかる。

二酸化炭素を放出しすぎた代償として、晴天になれば気温が異常に上がり、熱中症で救急搬送される人が後を絶たない。

雨が欲しいと雨ごいすれば、地上付近にある暖かい空気が上昇し、たっぷり力を蓄えた水蒸気が短時間で強い雨となり、被害をまき散らす。

海に目をやると、海水温が上昇し、水蒸気を好物とする台風が巨大化し、列島を襲う。

生きるための優先順位を決めかね、ずるずる地球環境を悪化させている人間に対し、追い打ちをかけるように、待たなしの生き方を迫る、コロナ問題が地球を震撼させ始めた。

地球環境問題は、さらに大きな命の問題として考えていくことが求められている。SDGs や EU の推奨するグリーンリカバリー等、人間の英知が試されている。（会長：芦原 昇）

お問い合わせ先：エコパートナーシップうじたわら事務局（宇治田原町役場 建設環境課内）

〒610-0289 京都府綴喜郡宇治田原町大字立川小字坂口 18-1

TEL 0774-88-6639 FAX 0774-88-3231 Eメール：junkan@town.ujitawara.lg.jp

茶文化の源 水・緑・生命の環を育む和みのまち 宇治田原

